

廃食油をためて お買い物クーポン券と 交換しましょう！

【お問い合わせ先】

村商工会

TEL(62) 9435

役場企画観光課

TEL(67) 2230



使用済天ぷら油（廃食油）をゴミに出してはいませんか！
村内では、1年間に約12,000リットルの廃食油が発生し、その大半が焼却ゴミとして処分されています。

村では、再生可能な地域資源の有効活用を進めるため、家庭から出る使用済天ぷら油を100円／1リットルのクーポン券と引き換え、村内のお店で利用できる地域循環型システムの取り組みを進めています。

廃食油引き取り場所

各家庭

（村民限定）

事業所発生の廃食油は
回収できません

【回収日】

毎月1回

（第3水曜日）

持ち込み



1リットル、
100円のクー
ポン券を発行

南阿蘇村商工会

●本所（白水）

TEL(62) 9435

●久木野支所

TEL(67) 0231

●長陽支所

TEL(67) 0095

家巣か農家

TEL(67) 2850

回 収 事業者

【BDF 精製】

（バイオディーゼル燃料）

- ①回収日（毎月第3水曜日）にペットボトルなどに廃食油を入れて上記の引き取り場所まで持参してください。
（ただし、ペットボトルなどの容器は回収できませんので、ご持参された方が必ずお持ち帰りください）
- ②廃食油は、1リットル単位で回収し、1リットル：100円のクーポン券と交換します。
（ただし、1リットル未満の廃食油は、クーポン券に換えることができませんので、ご注意ください）
- ③クーポン券（1リットルあたり100円）は、村内のお店（クーポン券裏面記載の店）でご利用できます。
- ④事業所発生の廃食油は回収できません。

村行政バスの 運行について

全国的に多発しているバス事故などを踏まえ、利用者の安全確保、バスの適切な活用のため、4月1日から、現在運行している研修用マイクロバスを廃止し、「村行政バス」として再スタートします。次の注意事項を十分ご理解のうえ、村行政バスのご利用をお願いいたします。

①村の各課（局）が所管する協議会、団体などが視察などを目的とするもので、観光旅行や忘年会などの娯楽的なものには使用できません。（村の各課（局）が所管する協議会・団体などであることを確認するため、所管課（局）長の確認印が必要）

②利用範囲は、九州管内（沖縄県を除く）の2日間。

③旅行傷害保険に加入すること。（申請時に加入申込書の写しの添付が必要）

④必ず視察日の30日前までに申請書・乗車人員名簿を提出してください。



〈問い合わせ〉

役場 企画観光課企画係

TEL(67) 2230